

障害のある人の権利を守りましょう

☎ 福祉課社会福祉係 ☎(95)9884

「障害者虐待防止法」をご存知ですか

障害者虐待防止法とは、虐待によって障害者の権利などがおびやかされることを防ぐ法律です。障害者虐待を受けたと思われる障害者を見た人は、速やかに市や県に通報しなければならないという義務を定めています。障害者虐待は、虐待する側の家族などにも支援が必要な場合もあります。問題が深刻化する前に早期に発見し、支援につなげていくことが大切です。

「気になるな…」 「ちょっと心配」と感じたら、市障害者虐待防止センターに連絡してください。通報や届出をした人の情報は守ります。また、支援に関する相談も受け付けています。障害者の虐待をなくすために、皆さんの協力をお願いします。

障害者虐待防止法の対象

身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む）や、そのほか心身の障害により日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人です。

障害者虐待の種類

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

- ・ 養護者(家族や親族)による虐待
- ・ 障害者福祉施設従事者などによる虐待
- ・ 使用者(障害者を雇っている事業主など)による虐待

これらは虐待です

身体的虐待 暴行を加えたり、正当な理由なく身体を拘束すること

放棄・放任 食事や入浴、排泄などの世話をしないこと

心理的虐待 著しい暴言、拒絶的な対応、差別的な言動など

性的虐待 わいせつな行為をしたり、させることなど

経済的虐待 本人の同意なしに年金や賃金を使うことなど



連絡先 市障害者虐待防止センター ☎(41)3377 FAX(48)2940
市社会福祉協議会 ☎090(3833)4701

愛知障害者職業能力開発校訓練生募集

☎ 愛知障害者職業能力開発校 ☎0533(93)2102

愛知障害者職業能力開発校は、県が運営している公共の訓練施設です。障害のある人を対象に職業訓練を行い、ハローワークと連携しながら就職を目指しています。授業料は無料です。

募集概要

科目	期間	試験日
ITスキル科	1年	12月4日(金)
OAビジネス科	1年	12月4日(金)
CAD設計科	1年	12月4日(金)
総合実務科（知的障害者対象）	1年	12月13日(日)
就業支援科（精神障害者、発達障害者対象）	3か月	12月4日(金)

申込み 11月20日(金)までにハローワーク碧南 ☎(41)0327